

令和8年度 環境・エネルギー学校派遣事業～かながわ環境教室～実施要領

1 目的

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する企業・団体等を講師として小・中学校、高等学校等に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成することを目的とする。

2 対象

(1) 講師

原則として県内に事業・活動拠点を有するとともに、環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有し、小・中学校、高等学校等において、児童又は生徒を対象に次のいずれの条件も満たす内容の授業を自ら提案し、実施することができる企業・団体等

- ア 地球温暖化をはじめとする環境・エネルギー問題に関する説明を行うこと
- イ 対面もしくはオンラインで実験等を見せたり、体験させたりすること

県内に事業・活動拠点を有しない場合は、県内に在住又は在勤の者が含まれることとする（企業においてはこの限りではない）。また、法人格のない団体も対象とする。

なお、平成19年度以前から継続して講師登録していた者は、上記条件を満たせば個人でも登録できるものとする。

(2) 学校

県内に所在する次の学校。

- ア 小学校
- イ 中学校
- ウ 義務教育学校
- エ 高等学校
- オ 中等教育学校
- カ 特別支援学校の小学部、中学部、高等部

3 実施方法

本事業は、神奈川県からの委託により実施する。

NPO法人、ボランティア団体、個人等（以下、「NPO等」と言う。）の講師は、県から提示された仕様書に基づき、事業実施に要する材料費、運搬費、交通費等の実費について、30,000円を上限に見積るものとする。

企業等の講師は、県から提示された仕様書に基づき、事業を実施するものとするが、見積書の提出は不要とする。

なお、仕様書のとおりに実施ができない場合には、直ちに県に連絡し、実施について調整するものとする。

4 授業実施の流れ

- (1) 県は、講師となる企業・団体等（A グループ：企業等、B グループ：N P O 等）を募集
- (2) 講師を希望する企業・団体等は、授業内容等を記載した講師応募用紙を県に提出
- (3) 県は、応募内容を確認の上、講師として登録し、授業を決定
- (4) 県は、(3) で決定した授業について学校に周知し、実施希望校を募集
- (5) 授業の実施を希望する学校は、実施応募用紙（様式 1）を県に提出
- (6) 県は、学校と調整の上、実施校及び実施授業を決定し、学校と講師に通知
- (7) 学校は、講師と日程を調整
- (8) 学校は、授業実施希望日の 1 か月前までに実施計画書（様式 2）を県に提出
- (9) 県は、B グループ（N P O 等）講師へ仕様書を送付し、見積書（様式 4）の提出を依頼
 - (A グループ（企業等）講師は、見積書（様式 4）は提出不要。県は、A グループ（企業等）講師へ仕様書及び事業実施依頼書を送付)
- (10) B グループ（N P O 等）講師は、仕様書に基づく見積書（様式 4）を県に提出
- (11) 県は、(10) の見積書を確認後、B グループ（N P O 等）講師へ委託発注書を送付
- (12) 講師は、学校と詳細を調整の上、授業を実施
- (13) 講師は、授業の終了した日から 30 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日のいずれか早い期日までに、実施報告書（様式 5）及び授業実施風景の写真を県に提出
- (14) B グループ（N P O 等）講師は、(13) の実施報告書及び写真を提出後、請求書（様式 6）を県に提出
- (15) 学校は、実施後アンケート（様式 3）を県に提出
- (16) 県は、履行確認を行い、請求書受理後 15 日以内に B グループ（N P O 等）講師に委託料を支払い

5 その他

- (1) 講師が登録できる授業数は、1 者につき 5 件以内とする。
- (2) 授業回数が複数回に分かれた場合でも、県が講師に支払う金額は 1 校につき 30,000 円を上限とする。
- (3) B グループ（N P O 等）講師の責に帰さない理由により、仕様書のとおりに事業が実施できない場合の費用負担については、県と講師で別途協議することとする。
- (4) 講師は、学校に対して、実施に関する費用負担を求めてはならない。
- (5) 学校からの授業の実施応募は、A グループ（企業等）講師の授業は 1 つの学校につき複数回の応募を可能とするが、B グループ（N P O 等）講師の授業は、原則として 1 つの学校につき応募は 1 回のみとする。（支援校、個別級は 2 回まで実施可能）
ただし、実施が決定しなかった授業については、上記の回数には含めないものとする。
- (6) 実施期間は A グループ令和 9 年 3 月 5 日、B グループ令和 9 年 2 月 12 日までとする。